

国民年金の加入手続き

厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければいけません。届出は加入するときだけではなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出がされなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。

- 【被保険者種別】**
- 第1号被保険者 自営業、学生など
 - 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合の加入者
 - 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

届出が必要なとき	異動の内容	届出先
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	町民生活課 保険年金担当 (窓口②)
退職したとき (厚生年金加入者で、60歳未満のかた)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が 厚生年金を脱退したとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります。	

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

お口の健康から全身の健康へ ～健康長寿歯科健診～

無料!

県後期高齢者医療広域連合では、前年度中に75歳または80歳になった被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康を保つことは、誤嚥性肺炎を予防するうえで大切です。よくかんで食べることは、認知症予防にもつながります。しっかりと自分の口で食べ続けられるよう、ぜひ受診してください。

- 【対象者】** ①昭和21年4月2日から昭和22年4月1日までに生まれたかた
②昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までに生まれたかた
- 【実施期間】** 令和4年7月1日から令和5年1月31日まで
- 【その他】** 申し込み手続きなどの詳細は、6月下旬に対象者へ送付する受診案内をご覧ください。



問合せ 県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎048-833-3130



蚊を介する感染症の予防対策

～蚊を増やさない・蚊に刺されない～

これから蚊が発生する季節を迎えます。蚊の吸血によって、デング熱やジカウイルス感染症などさまざまな感染症にかかるおそれがあります。蚊が媒介する感染症にかからないためには、皆さん一人ひとりが、蚊を増やさない、蚊に刺されない対策をすることが重要です。

問合せ

健康こども課 健康づくり担当
☎62-1288

○蚊を増やさないようにしましょう

・蚊は、植木鉢の受け皿やプラスチック容器などにたまった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりをなくすように心がけましょう。

○蚊に刺されないようにしましょう

・屋外の蚊が多い場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないよう注意しましょう。
・ジカウイルス感染症は胎児の小頭症との関連が指摘されていますので、特に流行地域へ渡航される妊婦のかたは、蚊に刺されないように徹底してください。

※蚊の活動はおおむね10月下旬で終息します。